

事務連絡
令和4年1月5日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長
兼 特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長
矢島 鉄也 殿

消費者庁食品表示企画課長

特別用途食品の表示許可等に係る疑義照会への回答

令和3年12月7日付けで依頼のあった「特別用途食品の表示許可等について」及び「特別用途食品に関する質疑応答集」における「えん下困難者用食品」の申請等に関する疑義について、別紙のとおり回答します。

つきましては、関係企業及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

確認事項1 質疑応答集の問11にある規格とは、通知別添2-2(4)オ(ア)に示される「製造者が設定した許可申請食品の製品規格(硬さ・付着性・凝集性)」を意味するものであるか。
また、例示された製品が許可基準Ⅲの許可を得た後、通知別添3-8品質管理等の定期的な報告による外部試験結果や、消費者庁による買上調査等による外部試験結果で、硬さが許可基準Ⅱの値となった場合であっても、あくまで「製造者が設定した許可申請食品の製品規格(硬さ・付着性・凝集性)」の範囲内であることが確認されるものであるか。

(答) 貴見のとおり。

確認事項2 通知別添1第5表7注記※1に、常温及び喫食の目安となる温度のいずれの条件であっても規格基準の範囲内であることとある。また、別添2別紙2-4(1)「えん下困難者用食品の試験方法」(硬さ、付着性及び凝集性の試験方法)により、測定は、冷たくして食する又は常温で食する食品は $10 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、温かくして食する食品は $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び $45 \pm 2^{\circ}\text{C}$ で行うこととある。
上述から、喫食の目安となる温度が「冷たい～温かい」に渡る製品(例:豆腐状で冷たくしてプリン様～温かくして湯豆腐様など)で、測定の結果、冷たい場合と温かい場合で該当する許可基準の規格範囲が異なる製品(例:冷たい場合は許可基準Ⅱ、温かい場合は許可基準Ⅰ)においては、両温度帯の物性範囲を包含する許可基準(例では許可基準Ⅱ)で申請してよろしいか。

(答) 貴見のとおり。